

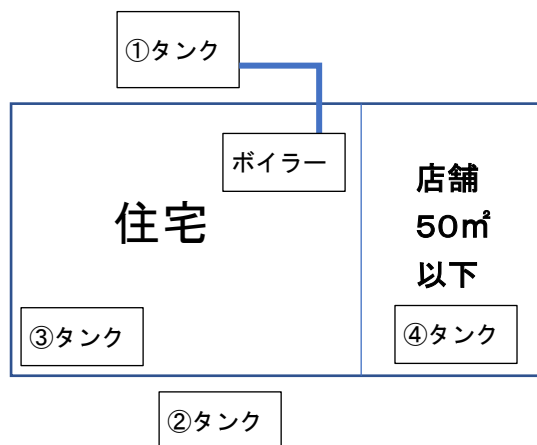
第2章 指定数量未満の危険物を貯蔵取扱いする際の定義

第1節 屋外、屋上、屋内について

- 1 「屋外」とは、空地や建築物周囲の相当部分(外壁の2面以上)が風雨を防ぎ得る構造を欠いている場所(屋上を除く。)をいう。
- 2 「屋上」とは、建築物の屋根の上で、その周囲の相当部分が壁のような風雨を防ぎ得る構造を欠いている場所をいう。
- 3 「屋内」とは、前記1、2以外の場所をいう。
- 4 屋外設置として取扱う特例
 - (1) 上屋及び壁等で区画された場合で外壁の一面が開放された場所で、次のア～オを全て満たす場合。
 - ア 奥行きが2.5m以内であること。
 - イ 壁、柱、床及び天井については、不燃材料で造られ又は覆われたものであり、かつ、建物内部へ通ずる開口部がないこと。(微量危険物の場合は、該当しない。)
 - ウ 一面については、外気に直接開放されていて壁がない構造であること。ただし、防犯・安全面を考慮した格子状の扉等又は冬期間限定の雪囲いは除くものとするが、可燃性蒸気が滞留しないような構造であること。
 - エ タンク等の周囲は点検に必要な空間※を確保していること。
※「点検に必要な空間」とはおおむね30cmとする。
 - オ 少量危険物貯蔵取扱所専用の場所であること。

第2節 住宅が含まれる防火対象物の少量危険物貯蔵取扱所の規制について

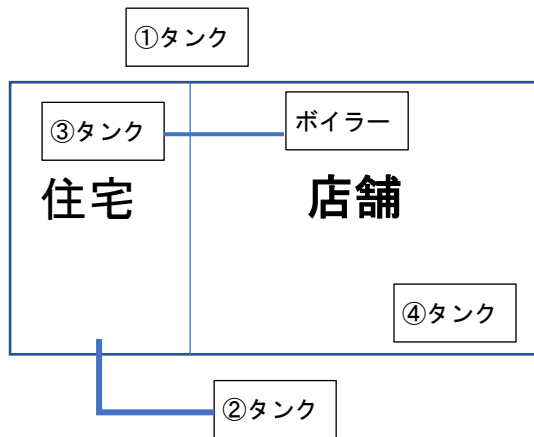
- 1 住宅が含まれる防火対象物においては、次の事項に該当する場合、条例の規制を受けるものとする。
 - (1) 住宅と令別表第一に掲げる防火対象物が併用されている防火対象物において一般住宅と判定した場合は次のとおりである。



【規制を受ける場合】

- ・屋外での貯蔵量が指定数量の2分の1を超える場合。(①、②は個別)
- ・屋内での貯蔵取扱い数量が、指定数量の2分の1を超える場合。
(③タンク + 1日あたりのボイラー消費量 + ④タンク)

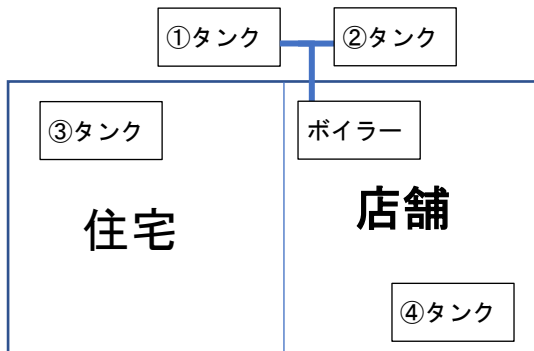
(2) 住宅と令別表第一に掲げる防火対象物が併用されている防火対象物において単体用途防火対象物と判定した場合は次のとおりである。



【規制を受ける場合】

- ・屋外での貯蔵量が指定数量の5分の1を超える場合。(①、②は個別)
- ・店舗側での貯蔵取扱い数量が、指定数量の5分の1を超える場合。
(1日あたりのボイラー消費量+④タンク)
- ・住宅側での貯蔵取扱い数量が、指定数量の2分の1を超える場合。
(②タンクからの取扱い数量+③タンク)

(3) 住宅と令別表第一に掲げる防火対象物が併用されている防火対象物において複合用途防火対象物と判定した場合は次のとおりである。



【規制を受ける場合】

- ・屋外での貯蔵量が指定数量の5分の1（住宅側で使用するタンクであれば2分の1）を超える場合。(①②のタンク間が1m以上の離れている場合は個別)
- ・店舗側での貯蔵取扱い数量が、指定数量の5分の1を超える場合。
(1日あたりのボイラー消費量+④タンク)
- ・住宅側での貯蔵取扱い数量が、指定数量の2分の1を超える場合。(③タンク)